

『新規制基準適合性審査の進捗状況について』

～「設計基準関係項目に関するまとめの審査会合（1月22日開催）について」～

施設関係の適合性審査については、前回の審査会合（2019年12月23日）にて津波防護方針（耐津波設計）の説明が一通り終了するとともに、これまでの審査会合で受けたコメントへの回答についても大きな論点は全て回答し、概ね理解が得られました。このためできる限り速やかに審査を進めるために、施設関係のまとめ資料を整理して提出するよう指示されました。

本日は、これまでの施設関係のまとめ資料(13条項分)を提出し、条項毎に事業許可基準規則への適合性について説明を実施しました。

その結果、一部コメントをいただいたものの、次回審査会合で残りの第7,9,10,11,14条についての資料を提出し、説明をして行くことになりました。

なお、引き続き、上記まとめ資料の確認にあわせて、地震等関係の火山（恐山）モニタリングデータの最新化等の指摘回答を行う予定です。

1. 施設関係項目に関するまとめ資料確認状況（事業許可基準規則）

(1) 確認項目：●1/22 審査会合で確認 △1/22 以降審査会合にて確認予定 ※地震等関係審査事項

—	(第1条) 適用範囲	●	(第12条) 使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止
—	(第2条) 定義	●	(第13条) 安全機能を有する施設
●	(第3条) 使用済燃料の臨界防止	△	(第14条) 設計最大評価事故時の放射線障害の防止
●	(第4条) 遮蔽等	●	(第15条) 金属キャスク
●	(第5条) 閉じ込めの機能	●	(第16条) 使用済燃料の受入れ施設
●	(第6条) 除熱	●	(第17条) 計測制御系統施設
△	(第7条) 火災等による損傷の防止	●	(第18条) 廃棄施設
※	(第8条) 使用済燃料貯蔵施設の地盤	●	(第19条) 放射線管理施設
△	(第9条) 地震による損傷の防止	●	(第20条) 予備電源
△	(第10条) 津波による損傷の防止	●	(第21条) 通信連絡設備等
△	(第11条) 外部からの衝撃による損傷の防止		

(2) 確認結果：一部コメントをいただいたものの、残りの施設関係項目について、引き続き説明していくこととなりました。

【参考：事業変更許可に関する新規制基準適合性審査の進捗状況】

審査区分	これまでに確認された項目	今回及び今後の確認項目
施設関係	○設計基準関係（「基本的安全機能【臨界防止、遮蔽、閉じ込め、除熱】」「損傷の防止【火災、竜巻等】等」） ○耐震設計の基本方針 ○津波防護方針等（耐津波設計等）	○全体取りまとめ（1/22）（上表の●条項） ○残り条項の全体取りまとめとコメント回答
地震等関係	○火山影響評価 ○地質・地質構造 ○地震動、基準地震動、基準地震動の年超過確率、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価 ○津波評価方針のうち、仮想的な大規模津波の策定	【火山（恐山）影響評価】 ○モニタリングデータの最新化と新見の対応等